

医療・年金

子ども医療費受給者証

平成22年1月診療分から、子ども医療費助成枠を、0歳から中学校卒業年（15歳）の3月31日までに拡大しています。

4月に小学校へ入学するお子さんのいる家庭に、入学後に使用する子ども医療費受給者証を3月中に送付します。（就学前のお子さんは、現在の子ども医療費受給者証をそのまま使用してください。年齢拡大後の新しい受給者証は、有効期限が切れる前に順次送付します。）

また、3月に中学校を卒業するお子さんは、3月31日(日)をもって子ども医療費の受給資格を喪失するため、4月1日(月)以降医療機関などに受診したときは、自己負担分を支払っていただくこととなります。（ただし、ほかの福祉医療を受給している方は除きます。）

なお、現在使用している子ども医療費受給者証は、有効期間終了後に、市民窓口グループまで返還をお願いします。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線227・217）

後期高齢者医療保険料 随時分の納期限は 3月29日(金)です

平成25年1月中に、75歳になった方および障害認定により後期高齢者医療の資格を取得した方、後期高齢者医療の被保険者で高浜市へ転入した方へ、平成24年度の後期高齢者医療保険料納入通知書を平成25年3月中旬に送付します。

納期限の3月29日(金)までに近くの金融機関または市民窓口グループで納入をお願いします。

後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療被保険者の医療費の支払いに充てられる大切な財源です。かならず納期限内に納めましょう。

問合せ先

困市民窓口グループ

☎5211111（内線227・217）



日本年金機構からのお知らせ
国民年金保険料納付
案内を行う事業者が
変わりました

日本年金機構では、国民年金保険料に未納がある方に対して、納付の案内などを民間事業者へ委託して行っています。

2月からの受託事業者は、(株)アイヴィジットです。

過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、受託事業者から電話・文書・戸別訪問などにより納付や免除など申請手続きの案内を行う場合があります。

受託事業者

(株)アイヴィジット

☎0120-0185-056

問合せ先

刈谷年金事務所国民年金課

☎21-2159

福祉

障がいのある方
タクシー料金を
助成します

障がいのある方が、病院への

通院などでタクシーを利用する場合、その料金の一部を助成します。

対象
・身体障害者手帳1・2・3級の方
・療育手帳A・B判定の方
・精神障害者保健福祉手帳1・2級の方

※自動車税の減免または軽自動車税の減免を受けている方は除く。

助成額など 基本料金とお迎え料金を原則として月2回(週あたりの通院回数に応じて変わります)

申込方法 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳と印鑑を持参のうえ、地域福祉グループで申請

申込期間 3月25日(月)〜随時受付

利用可能期間 4月1日(月)〜1年間

※4月1日(月)より前の利用はできませんので注意してください。

申込・問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎5219871



居宅介護支援券の
有効期限は
3月31日(日)です

紙パンツ・尿取りパッドの購入、理・美容サービス、社会福祉協議会のふれあいサービス事業(一部の内容を除く)や、シルバー人材センターの家事援助事業(一部の内容を除く)などに利用できる「居宅介護支援券」の利用は3月31日(日)までです。

現在の支援券は3月中に利用してください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険グループ

☎5219871

善意をありがとうございました
(敬称略)

社会福祉協議会へ

第一生命労働組合豊田支部

